

○九州工業大学知的財産機密情報管理規程

平成16年4月7日

九工大規程第42号

改正 平成16年12月 1日九工大規程第57号
平成18年 2月 1日九工大規程第 3号
平成18年 6月27日九工大規程第32号
平成18年10月 1日九工大規程第40号
平成19年 4月 1日九工大規程第26号
平成20年 7月28日九工大規程第24号
平成24年 2月24日九工大規程第 4号
平成27年 3月19日九工大規程第29号
平成30年 3月 7日九工大規程第13号
平成31年 3月11日九工大規程第 8号

九州工業大学知的財産機密情報管理規程

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人九州工業大学（以下「本学」という。）が保有する知的財産機密情報（以下「機密情報」という。）の管理に関する基本的な事項を定めることにより、機密情報管理の行動規範を示すとともに、機密情報の保護を図り、かつ第三者の機密情報を侵害することを未然に防止することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、本学の役員、職員及びその他本学と契約し本学の業務に従事する者（以下「職員等」という。）に適用する。

(対象とする情報資産)

第3条 この規程が対象とする情報資産は、文書、電子媒体記録物、試作品、設備、情報保管手段、情報システム等、その態様は問わず、第三者が作成したものを含み、本学が保有する次の各号の情報とする。

- (1) 本学の研究上の情報 著作物、データ、レポート類、設計図、試作物、培養物等
- (2) 本学のその他の情報 運営方針に関する情報、財務情報等
- (3) 学外者の保有情報 学外の第三者から開示された情報、偶然知り得た第三者の重要情報、学外者が持ち込んだ第三者の技術情報等

(機密情報)

第4条 機密情報とは、前条の情報資産のうち未発表又は限られた対象にしか開示していない、いわゆる非公知の情報で、次の各号とする。

- (1) 本学帰属のノウハウ（作成者がノウハウとして本学に帰属させることを学長に届け出て、学長が受理したもの）
- (2) 職員等がなした発明のうち、その帰属が未決定のもの。
- (3) 本学帰属又は本学帰属となるべき発明のうち、本学が産業財産権として出願するか否か未決定のもの。
- (4) 本学帰属の産業財産権として出願したのち、学長が発明者に対して一定期間機密にすることを求めたもの。
- (5) 本学帰属の成果有体物のうち、学長、機密情報管理者又は作成者が機密に指定したもの。
- (6) 本学又は職員等が第三者に対して守秘義務を負っているもの。
- (7) 本学の経営情報、運営情報、財務情報等のうち、学長、機密情報管理者又は作成者が機密に指定したもの。
- (8) その他、学長又は機密情報管理者が機密に指定したもの。

(機密情報の管理体制)

第5条 学長は、機密情報を総括管理するものとする。

- 2 機密情報管理責任者は、グローバル産学連携センター知的財産部門長をもって充てる。
- 3 機密情報管理方針に関する事項については、役員会にて審議する。
- 4 学長は、本学の機密保持管理に関して、適切な指導を行うものとする。
- 5 機密情報管理者は、役員又は教授、准教授及び講師（以下「講師以上の教育職員」という。）とする。

ただし、講師以上の教育職員は、指定する機密情報の管理に関し、所属する当該部局の職員等に分掌し委任することができる。

- 6 前項の規定にかかわらず、機密情報管理者は、事務本部においては各課長・室長、学部等事務部においては各事務長・室長、技術部においては技術部長とする。

(機密情報の区分)

第6条 本学の機密情報には、機密区分を設定する。

- 2 機密区分は、次の各号とする。

- (1) 極秘 極めて守秘性が高く、関係者以外に漏洩した場合に、本学が被る不利益が特に大きいと判断されるため、特に厳重な管理を要するもの及び第三者に守秘義務を負うもの。

(2) 秘 前号以外の秘密で、学外への開示を制限する必要があるもの。

- 3 機密情報管理者は、機密情報の秘密性、機密情報を通知する範囲、機密漏洩した場合に損失する価値、機密保持に関し第三者に負っている義務等に基づき、機密区分を適切に指定し、適宜見直さなければならない。
- 4 機密情報管理者は、各機密情報に機密区分を明示するとともに、有効期限（「受領後3年」等とし、期間は機密情報の性質や技術進歩の状況等を踏まえて個別に決定する。）及び機密情報管理者名を表示しなければならない。
- 5 機密情報管理者は、機密情報のうち電子化情報には、モニター表示時及び印刷時に機密区分を表示できるようにしなければならない。

(機密情報管理責任)

- 第7条 機密情報管理者は、各单位組織における機密情報管理の最終責任を負うものとし、機密漏洩防止につき必要な措置を講ずるとともに、機密管理の徹底に努めなければならない。
- 2 機密情報管理者は、機密情報管理単位における機密情報管理に疑義が生じた場合、速やかに学長に報告しなければならない。

(機密情報の管理)

- 第8条 機密情報は、施錠して保管庫等に保管しなければならない。ただし、コンピュータ等の電子機器に保存されている情報については、この限りではない。
- 2 機密情報の保管場所は、所在を表示してはならない。

(電子情報の取り扱い)

- 第9条 電子情報のセキュリティ・不正アクセス防止については、九州工業大学情報セキュリティポリシーに関する基本規程（平成20年九工大規程第18号）の定めるところによる。

(機密情報管理の原則)

- 第10条 職員等は、この規程及び関連する他の規程を遵守し、学生を指導し、情報を適正に管理しなければならない。
- 2 職員等は、不正な手段を用いて情報を入手してはならない。
 - 3 職員等は、不正な手段を用いて入手された恐れのある情報の開示を受けた場合には、必要に応じて機密情報管理者に連絡するとともに、当該情報を用いてはならない。
 - 4 学長は、機密情報の開示を受けた職員等及び学生等に対し、機密保持契約の締結若しくは誓約書の提出を求めることができる。

(機密情報の学内への開示)

第 11 条 機密情報の開示は、担当業務上必要な職員等及び教育上必要な学生の範囲とする。

- 2 機密情報管理者は、機密情報を開示した職員等及び学生に対し機密遵守を徹底するものとする。
- 3 機密情報管理者は、契約上第三者に対して機密保持義務を負う機密情報の取り扱いについては、当該契約履行上の義務の内容を当該機密情報を取り扱う職員等及び学生等に通知しなければならない。
- 4 機密情報の開示を受けた職員等は、機密遵守しなければならない。
- 5 学長は、機密情報の開示を受けた職員等及び学生等に対して、機密保持契約の締結若しくは誓約書の提出を求めることができる。

(機密情報の学外への開示)

第 12 条 機密情報を学外に開示しようとするときは、機密情報の作成元の機密情報管理者の許可を得なければならない。このとき、機密情報管理者は開示の許可条件を付すことができる。

- 2 機密情報を学外に開示しようとするときは、当該開示先に対して、開示範囲の制限等、当該情報の管理のため必要な守秘義務を課すものとする。
- 3 第三者に守秘義務を負う機密情報は、当該第三者の事前の承諾を得ないで、他に開示してはならない。

(個人情報の取り扱い)

第 13 条 個人情報の取り扱いには、法律に準拠して行うものとする。

- 2 個人情報は、当人の承諾を得なければ開示してはならない。ただし、法律上の手続等、正当な理由のある場合はこの限りでない。

(知的財産権の尊重)

第 14 条 学長及び職員等は、他人の知的財産権を漏洩、侵害等しないように最大限の努力を払わなければならない。

(異動又は退職後の守秘義務)

第 15 条 職員等は、異動、退職後も在職中に知り得た機密情報を本学が定める機密有効期間中、第三者に開示又は漏洩してはならない。

- 2 学長は、職員等の異動又は退職にあたって、機密保持契約の締結若しくは誓約書の提出を求めることができる。

(指定区域の立入禁止)

第 16 条 学長は、関係者以外の者が許可なく立入又は見学をしてはならない区域を指定することができる。

2 指定区域には表示をし、原則として、区域内では撮影、模写、録取をしてはならない。

3 第三者に指定区域の見学をさせる場合の手続きは、別に定める。

(相談窓口)

第 17 条 学内の機密情報管理の相談については、グローバル産学連携センター知的財産部門が窓口となり対応するものとする。

(罰則)

第 18 条 この規程に違反し本学に損害を与えた者は、国立大学法人九州工業大学職員就業規則(平成 16 年九工大規則第 4 号)第 5 2 条、国立大学法人九州工業大学有期雇用職員就業規則(平成 18 年九工大規則第 1 3 号)第 4 8 条及び国立大学法人九州工業大学パートタイム職員就業規則(平成 16 年九工大規則第 6 号)第 3 3 条の対象とする場合があるものとする。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 7 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 16 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 18 年 2 月 1 日から施行し、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 18 年 6 月 27 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 7 月 28 日から施行し、平成 20 年 7 月 2 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 24 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。